

第3章 重点項目と全体目標

1 重点項目

(1) がんの予防及び早期発見の推進

がんの対策としては、第一に「がんにかからないこと（予防）、重症化させないこと（早期発見、早期治療）」が重要である。

がんの予防については、食生活や喫煙などの生活習慣や肝炎ウイルス等の感染などが関係していることから、これらの発がんリスクを低減することが重要であるため、がんに関する正しい知識の普及啓発や相談支援体制の充実を図る。

また、がんを早期発見するため、がん検診の受診率や精検受診率の向上を図るとともに、検診の精度向上を図る。

(2) 質の高いがん医療の提供

がん診療連携拠点病院を中心として、専門的ながん診療を行う医療機関や一般的ながん診療を行う医療機関が、機能分担・連携しながら、がん医療を提供する。また、患者の症状に応じて、在宅医療への円滑な移行ができるよう、かかりつけ医との連携体制の構築を図る。

がんの治療においては、様々ながんの病態に応じて、手術療法、放射線療法、化学療法、さらにはこれらを組み合わせた集学的治療が実施されることが求められており、それぞれの専門医が専門性を発揮しながら、協力して治療にあたる体制の充実を図る。

また、がんと診断された時から、患者及び家族に緩和ケアが適切に提供され、診断、治療、在宅医療など様々な場面で切れ目なく実施されるよう緩和ケア提供体制の充実を図る。

さらには、がん患者が住み慣れた家庭や地域での療養や生活を選択できるよう、在宅緩和ケアを含めた在宅医療・介護を提供していくための体制の充実を図る。

(3) 患者・家族の立場に立った支援体制の整備

がん診療連携拠点病院の相談支援センターの充実強化を図るため、相談担当者の資質の向上を図るとともに、相談支援センター間の情報共有や協力体制の構築を図る。

また、社会生活において、がん患者、家族が抱える様々な不安や悩みに対応するため、がんの包括的な相談・支援窓口を設置するとともに、患者、家族が自身の病状や治療等を学ぶことができる環境整備や拠点病院等における就労支援に関する相談窓口の設置、労働局・ハローワーク等と連携した支援体制の構築等を図る。

がんをとおして、健康と命の大切さを学ぶとともに、がんに対する正しい知識とがん患者に対する正しい認識を持つよう、子どもを含め、県民に広く普及

啓発を図る。

(4) がん登録の推進

がんの罹患率や死亡率等の実態を把握し、的確ながん対策に活用するとともに、各医療機関において適切ながん医療を提供するため、がん診療連携拠点病院を中心として、県内医療機関の院内がん登録の普及・促進を図るとともに、院内がん登録と地域がん登録の整合性を図り、双方のがん登録精度の一層の向上を図る。

(5) 働く世代や小児へのがん対策の充実

働く世代の患者では、就労を含めた社会的な問題に直面している者も多く、医療だけでなく、就労、経済面、家族のサポートを含めた相談支援や情報提供が行えるよう体制整備を図る。

小児がんは、がん医療だけでなく、療育や教育、家族への精神的支援等、成人とは異なる問題を抱えており、きめ細やかな相談支援体制の整備を図る。

2 全体目標

(1) がんによる死亡者の減少

平成19年度に掲げた10年間の目標である「がんの年齢調整死亡率（75歳未満）の20%減少」について、年齢調整死亡率は減少傾向であるが、昨今は減少傾向が鈍化している。今後5年間で、新たに加えた分野別施策を含めてより一層がん対策を充実させ、がんによる死亡者を減少させることを目標とする。

(2) 全てのがん患者とその家族の苦痛の軽減と療養生活の質の維持向上

がん患者の多くは、がん性疼痛や、治療に伴う副作用・合併症等の身体的苦痛だけでなく、がんと診断された時から不安や抑うつ等の精神心理的苦痛を抱えている。また、その家族も、がん患者と同様に様々な苦痛を抱えている。

このため、がんと診断された時からの緩和ケアの実施はもとより、がん医療や支援の更なる充実等により、「全てのがん患者とその家族の苦痛の軽減と療養生活の質の維持向上」を実現することを目標とする。

(3) がんになっても安心して暮らせる社会の構築

がん患者とその家族は、社会とのつながりを失うことに対する不安や仕事と治療の両立が難しいなど社会的苦痛も抱えている。

このため、がん患者とその家族を社会全体で支える取組を実施することにより、「がんになっても安心して暮らせる社会の構築」を実現することを目標とする。